

推 薦 基 準

1 地方協議会表彰

- (1) 表彰は個人又は団体について行う。
 - ア 非常通信の実施に関して、特に推奨するに足る功績があったもの。
 - イ 地方協議会の業務の運営について特に顕著な功績があったもの。
 - ウ 災害対策に係る通信設備の整備促進及び非常通信の管理体制等の整備強化について特に顕著な功績があったもの。
- (2) 地方協議会会長は、前項の推薦があった場合は、これを表彰審査委員会に付議する。
- (3) 事績の対象期間
原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間
但し、長期にわたって協議会への貢献等を事績とする場合はこの限りではない。

2 中央協議会表彰

- (1) 地方協議会会長が、次に掲げる基準に該当し、中央協議会表彰に値する実績を認めた場合には、別紙（省略）により、中央協議会会長に推薦するものとする。
 - ア 推薦する年度を含め過去3年間に地方協議会から表彰された個人又は団体のうち、同一の実績で、過去に中央協議会表彰を受けていない者であり、かつ、次のいずれか一つの事由に該当する者を被表彰候補者として推薦すること。
 - A 全国的な非常通信の確保に関連した功績を持つ者。
 - B 全国規模で使用可能な、新たな災害情報通信システムを研究・開発した者。
 - C その他、推薦に値する特別な理由を有する者。
 - イ その他、地方協議会会長が表彰に値する事績を認めたもの。
- (2) 中央協議会委員長が、前項アの各号のいずれかに該当し、表彰に値する事情を認めた場合には、別紙により、中央協議会会長に推薦するものとする。
- (3) 中央協議会会長は、前項の推薦があった場合は、これを表彰審査委員会に付議することとする。
- (4) 実績の対象期間
原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間。但し、長期にわたって協議会への貢献等を事績とする場合はこの限りではない。